

所得基準額（政令月収額）の計算方法の例

所得基準額（政令月収額）は入居しようとする世帯全員の年間所得の合計から、当てはまる控除項目の金額をすべて差し引いた額を12ヶ月で割ることにより得られます。

$$\left(\text{①世帯総所得金額} - \text{②控除額} \right) \div 12\text{ヶ月} = \text{③所得基準額（政令月収額）}$$

①世帯総所得金額の算出

入居しようとする世帯の世帯員それぞれの年間総収入金額から、下表により算出した年間所得額を合計します。

【給与所得者の算出表】 ※「令和1年分 給与所得の源泉徴収票」をお持ちの場合は改めて計算する必要はありません。
「給与所得控除後の金額」欄に記載の金額をお使いください。

給与の年間総収入金額	年間所得金額の計算式
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,618,999円	給与の年間総収入金額 - 650,000
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与の収入金額の合計額を「4」
1,800,000円 ～ 3,599,999円	で割って千円未満の端数を切り捨て、「4」倍する（算出金額：A）
3,600,000円 ～ 6,599,999円	A × 0.6 A × 0.7 - 180,000 A × 0.8 - 540,000
6,600,000円 ～ 9,999,999円	給与の年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000
10,000,000円 ～	給与の年間総収入金額 - 2,200,000

※複数の事業所から給与を受け取っている場合は、総収入金額を合算してから計算してください。

【年金所得者の算出表】

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間所得金額の計算式
65歳未満	0円 ～ 700,000円	0円
	700,001円 ～ 1,299,999円	年金の年間総収入金額 - 700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	年金の年間総収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金の年間総収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円 ～	年金の年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
65歳以上	0円 ～ 1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～ 3,299,999円	年金の年間総収入金額 - 1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	年金の年間総収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金の年間総収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円 ～	年金の年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000円

※障害年金や遺族年金等の非課税年金は収入として扱いません。

※個人年金等の公的年金以外のものについては確定申告書の控えをご覧ください。

【事業所得者の算出】

年間総収入金額から所得税法上の必要経費を除いた金額になります。確定申告書の控えをご覧ください。

②控除額の算出

入居しようとする世帯の中に当てはまる方がいる場合はその項目について下表のとおり控除額に加算します。

区分	控除対象者		1人当たりの控除金額
親族	同居者	本人以外で市営住宅に入居しようとする方	380,000円
	別居扶養親族	市営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方	
寡婦・寡夫	所得税法上の寡婦又は寡夫控除の適用を受けている方		270,000円 (該当者の所得金額が270,000円未満のときはその金額)
老人	所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族のうち、70歳以上の方		100,000円
特別障害者	次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受け、障がいの等級が1級～2級 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの等級が1級 ③療育手帳のA判定を受けている		400,000円
普通障害者	上記以外の障がい者の方		270,000円
特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方(配偶者および所得金額380,000円以上の方を除く)		250,000円

③所得基準額（政令月収額）の算出

上記①、②に沿って計算した金額を使用して、算出します。

例 世帯主 給与収入額350万円 妻 給与収入額300万円 子ども2人 の世帯。

※年間所得金額

・世帯主の給与収入額を給与所得者の算出表の1,800,000円～3,599,999円の計算式に当てはめます。

$$3,500,000円 \div 4 = 875,000 \quad 875,000 \times 4 = 3,500,000 \quad 3,500,000 \times 0.7 - 180,000 = \underline{2,270,000円}$$

・妻の給与収入額を給与所得者の算出表の1,800,000円～3,599,999円の計算式に当てはめます。

$$3,000,000円 \div 4 = 750,000 \quad 750,000 \times 4 = 3,000,000 \quad 3,000,000 \times 0.7 - 180,000 = \underline{1,920,000円}$$

※控除額

・控除額の算出の表より、該当する控除額を記載します。例では区分、親族 妻と子ども2人それぞれ380,000円

	年間所得金額	控除額
世帯主(申込者)	2,270,000 円	0 円
世帯構成員	1,920,000 円	380,000 円
世帯構成員	0 円	380,000 円
世帯構成員	0 円	380,000 円
世帯構成員	円	円
合計	① 4,190,000 円	② 1,140,000 円

$$\left[\begin{array}{l} \text{①世帯総所得金額} \\ 4,190,000円 \end{array} - \begin{array}{l} \text{②控除額} \\ 1,140,000円 \end{array} \right] \div 12 = \text{③所得基準額(政令月収額)} \\ 254,166円$$

※小数点以下切り捨て

収入分位

算出された所得基準額(政令月収額)に基づき、収入分位が決まります。

市営住宅の家賃は収入分位に応じて決定されます。

※算出した所得基準額(政令月収額)が**254,166円**なので、表に当てはめると**β7**となります

収入分位	所得基準額(政令月収額)	公営住宅入居
β1	0円 ~ 104,000円	可
β2	104,001円 ~ 123,000円	
β3	123,001円 ~ 139,000円	
β4	139,001円 ~ 158,000円	
β5	158,001円 ~ 186,000円	裁量世帯のみ可
β6	186,001円 ~ 214,000円	
β7	214,001円 ~ 259,000円	
β8	259,001円 ~	不可

※実際の公営住宅入居に際しては、その他の要件を全て満たす必要があります。

裁量世帯

通常は所得基準額(政令月収額)158,000円以下(収入分位β4以下)が入居可能となりますが、下記の要件に当てはまる場合は、所得基準額(政令月収額)259,000円以下(収入分位β7以下)まで入居可能となります。

子育て世帯向け住宅の場合、小学生以下の子が同居していることが入居要件となっていますので、入居時は裁量世帯に該当します。

区分	内容
公営住宅法で規定する要件	60歳以上の方のみで構成された世帯
	身体障がい1級~4級又は精神障がい1級~2級に該当する方が同居する世帯
	小学校就学前の子が同居する世帯
赤平市の条例で規定する要件	義務教育修了前の子が同居する世帯
	夫婦のいずれもが40歳未満である世帯